

野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例施行規則

平成 23 年 4 月 1 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例（平成 22 年野沢温泉村条例第 16 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(工作物、広告物及び公共物の範囲)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 装飾塔、電波塔その他これらに類するもの
- (3) 橋梁及び横断歩道橋
- (4) 煙突
- (5) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (6) その他村長が指定するもの

2 条例第 2 条第 3 号に規定する規則で定める広告物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) のぼりその他これに類するもの
- (2) その他村長が指定するもの

3 条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める公共物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路 道路舗装、歩道、その他付属物
- (2) 道路内公共物 街灯、公共看板・案内板、ごみステーション、共同物置
- (3) 村による造成事業等土地改変の行為
- (4) 公園
- (5) その他村長が指定するもの

(まちづくり推進委員会)

第 3 条 条例第 6 条に規定するまちづくり推進委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員 20 名以内をもって組織する。
- (2) 委員は、村民及び各種団体・地域の代表者、学識経験を有する者から村長が任命する。
- (3) 委員会には、委員の中から互選により任命する会長及び副会長を置く。
- (4) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (6) 委員の任期は 3 年とする。
- (7) 委員の再任を妨げない。
- (8) 委員会は以下の事項について審議する

- ア 基本方針の策定、改定に関する事
- イ 条例に関する事
- ウ 地区景観づくり計画に関する事
- エ 事業のデザイン調整に関する事
- オ その他景観形成に関する事

(景観デザイン調整会議)

第4条 条例第7条に規定する景観デザイン調整会議（以下、「調整会議」という）の設置及び運営に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員6名以内をもって組織する。
- (2) 委員は、景観形成に関する専門知識を有する者から村長が任命する。
- (3) 調整会議には、委員の中から村長が任命する会長及び副会長を置く。
- (4) 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (6) 委員の任期は3年とする。
- (7) 委員の再任を妨げない。
- (8) 調整会議は以下の事項について助言、技術的支援を行う。
 - ア 一般事業、特定事業、公共事業のデザインに関する事
 - イ その他景観形成に関する事

(地区景観づくり協議会の認定)

第5条 条例第8条に規定する地区景観づくり協議会（以下、「協議会」という）の認定基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地区における景観形成に有効と認められる活動を行うものであること。
- (2) 区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること。
- (3) 組織の規約を定めていること。
 - ア 目的
 - イ 名称
 - ウ 区域
 - エ 活動内容
 - オ 構成員に関する事項
 - カ 役員の定数
 - キ 任期
 - ク 職務の分担等
 - ケ 会計

(地区景観づくり協議会の申請)

第6条 条例第8条第2項に規定する規則で定める認定の申請は、地区景観づくり協議会認定申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 組織の規約
- (2) 地区の区域を示す図面
- (3) 構成員及び役員の氏名を記載した書類
- (4) その他村長が必要と認める図書

(地区景観づくり計画の提案)

第7条 条例第12条第1項に規定する地区景観づくり計画（以下、「計画」という）の提案は、地区景観づくり計画提案書（第2号様式）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 地区景観づくり計画書
- (2) 計画に関する同意を示す書類（3分の2以上の同意を基本とする）

(地区景観づくり協定の認定の申請)

第8条 条例第13条第2項に規定する地区景観づくり協定（以下、「協定」という）の認定の申請は、地区景観づくり協定認定申請書（第3号様式）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 地区景観づくり協定書
- (2) 協定区域を表示する図面
- (3) 協定に関する同意を示す書類（3分の2以上の同意を基本とする）

(協議会、計画、協定の認定等)

第9条 村長は、条例第8条第1項の規定により協議会を認定したときは地区景観づくり協議会認定通知書（第4号様式）により、協議会を認定しない時はその旨を記載した文書により、代表者に通知するものとする。

2 村長は、条例第12条第2項の規定により計画を認定したときは地区景観づくり計画認定通知書（第5号様式）により、計画を認定しない時はその旨を記載した文書により、代表者に通知するものとする。

3 村長は、条例第13条第3項の規定により協定を認定したときは地区景観づくり協定認定通知書（第6号様式）により、計画を認定しない時はその旨を記載した文書により、代表者に通知するものとする。

(一般事業の行為)

第10条 条例第14条第1項の規則で定める条件を満たす行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 延べ面積が20平方メートルを超える建築物
- (2) 建築物の外観の変更で、当該行為にかかる外壁等の面積が5平方メートルを超えるもの
- (3) 高さが5メートルを超え、かつ築造面積が20平方メートルを超える工作物で次に掲げるもの
 - ア コンクリートプラント、クラッシュープラントその他これらに類するもの
 - イ 自動車車庫の用途に供する施設
 - ウ 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

エ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

(4) 高さが5メートルを超える工作物で次に掲げるもの

ア 電気供給又は電気通信のための施設

イ 上記以外の工作物

(5) 土地の面積が300平方メートルを超え、かつ法面又は擁壁の高さが1.5メートルを超える土地区画形質の変更

(6) 高さが3メートルを超えかつ、土地の面積が100平方メートルを超える物件の堆積

2 条例第14条第3項第1号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 仮設建築物・工作物の新設、増築、改築、移転、除却又は意匠の変更

(2) 地下埋設物の建設

(3) 法令に基づく処分による義務の履行として行う行為

(4) その他村長が指定する行為

(特定事業の行為)

第11条 条例第15条第1項の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 高さが13メートルを超え、かつ延べ面積が20平方メートルを越える建築物

(2) 建築物の外観の変更で、当該行為にかかる外壁等の面積が25平方メートルを超えるもの

(3) 高さが13メートルを超え、かつ築造面積が20平方メートルを越える工作物

2 条例第15条第3項第2号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 仮設建築物・工作物の新設、増築、改築、移転、除却又は意匠の変更

(2) 地下埋設物の建設

(3) 法令に基づく処分による義務の履行として行う行為

(4) その他村長が指定する行為

(行為の届出)

第12条 条例第14条第1項の規定による届出は、一般事業の届出書（第7号様式）及び別表に示す図書を添付して行うものとする。

2 条例第15条第1項の規定による届出は、特定事業の届出書（第8号様式）及び別表に示す図書を添付して行うものとする。

3 条例第14条第1項の規定による届出及び、条例第15条第1項による届出は、開発行為または宅地造成行為にかかるものにあつては、許可申請の日までに、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認の手續を必要とする行為にかかるものにあつては当該建築確認の手續を行う30日前までに、その他の行為にかかるものにあつてはその行為に着手する30日前までに行わなければならない。

(一般事業のデザイン調整)

第13条 調整会議の会長は、条例第17条第1項に規定する通知が村長からあつた場合には、委員1名を任命し、当該計画に対する指導、助言を行う。

2 担当委員は、基本方針、その他景観に関する規定等を勘案し、当該計画の敷地及び用途の

特性を加味して、当該計画にふさわしい解決方向について指導、助言をするものとする。

(特定事業及び公共事業のデザイン調整)

第14条 調整会議の会長は、条例第18条第1項に規定する通知が村長からあった場合及び条例第19条第1項に規定する届出があった場合には、景観デザイン調整会議を招集し、当該計画に対する指導、助言を行う。

2 景観デザイン調整会議は、基本方針、その他景観に関する規定等を勘案し、当該計画の敷地及び用途の特性を加味して、当該計画にふさわしい解決方向について指導、助言をするものとする。

(表彰)

第15条 条例第20条に規定する村長が表彰することができるものは、うるおいのある美しいまちづくりを実現している次の各号の一に該当する物に対して行うものとする。

- (1) 地域の歴史、文化、伝統の特色を表している建築物、その他の物件の所有者、設計者、施工者等
- (2) 良好な景観づくり基本方針等に沿った建築物その他の物件で、デザインに工夫があり、周囲の景観と調和しているものの所有者、設計者、施工者
- (3) その他村長が、うるおいのある美しいまちづくりを実現していると認めた者

2 表彰の募集の方法は、一般公募とする。

- (1) 前項の公募にあたり、村長はあらかじめ、対象建築物等の種類、用途、完成年次その他を限定することができる。
- (2) 応募しようとする者は、別に定める応募用紙に所定の事項、図書を添付して提出するものとする。

3 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第12条関係）

図面 対象行為		①敷地の位置図	②敷地周辺の状況を示す図面	③敷地周辺のカラー写真	④配置図	⑤平面図	⑥断面図	⑦外構（植栽）計画図	⑧色彩計画図（立面図）
建築物・工作物	新築、増築、改築、除去、大規模な模様替え	○	○	○	○	—	—	○	○
	外観の色彩変更	○	○	○	○	—	—	—	○
土地区画形質の変更		○	○	○	—	○	○	○	—
物件の堆積		○	—	○	—	—	—	○	—
広告物※		長野県屋外広告物条例に定める届出書及び、立面図、写真等、広告物の配置、形状、意匠、色彩が分かる図書を提出する							
備考		1/2500程度	1/200程度	2方向以上				門、垣、柵、塀、植栽、敷地内通路等の敷地内の外部構成	2面以上仕上げ材